

第1章

計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の背景
2. 計画の目的
3. 計画の位置付け
4. 計画の対象
5. 計画の期間
6. 計画の主体
7. 計画の構成

1 計画策定の背景

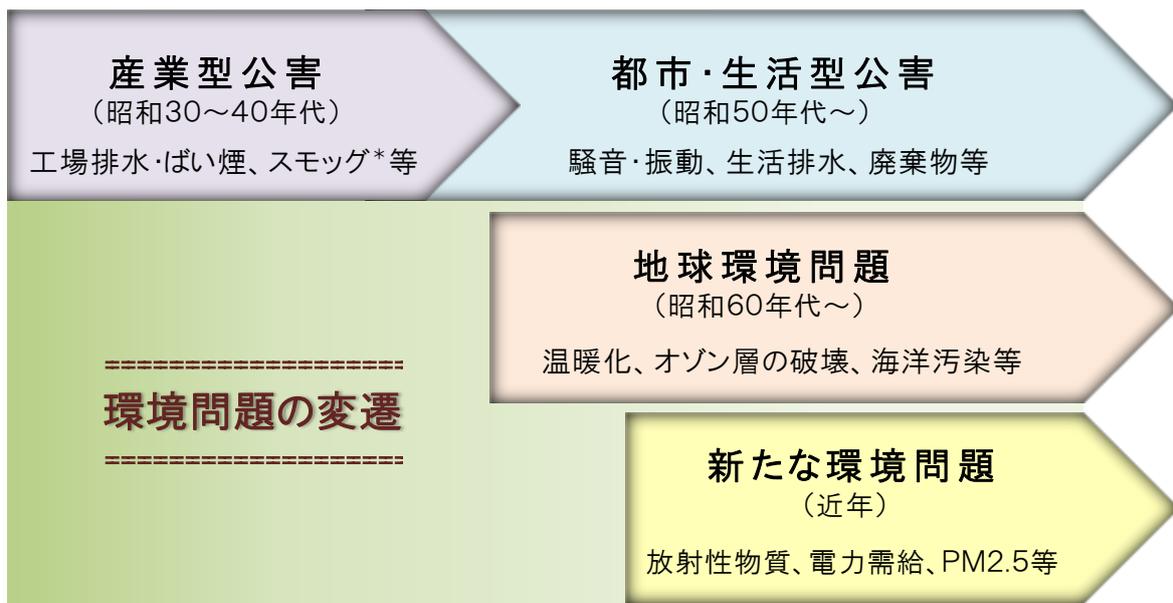
(1) 今日の環境問題

環境問題は、これまでの工場や事業場を発生源とするばい煙*や汚水などの「産業型公害」から、ごみ問題や近隣騒音、生活排水*による水質汚濁などの「都市・生活型公害」へと時代とともに変化し、今日では、地球温暖化*やオゾン層の破壊*、海洋汚染*、生物多様性の減少*など、地球規模に及ぶ問題にまで広がりを見せています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質*の放出による環境汚染や電力需給への対応、さらには近年表面化してきた大陸から飛来する高濃度の微小粒子状物質であるPM2.5による越境汚染への対策など、これまでにないような新たな問題にも私たちは直面することになりました。

これらの環境問題を引き起こす主な要因となっているものは、産業・経済の発展や都市化の進展に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムや私たちのライフスタイルそのものであると言えます。

これからの私たちは、かけがえのない環境を守り維持していくために、豊かさと便利さを追求する現代の生活を見つめ直し、一人一人が環境に配慮した取組を行うことが必要であり、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会*の実現を目指していかなければなりません。



【用語解説】

*印のある用語は、巻末資料編「7. 用語解説集」に説明を掲載しています。

(2) 国内外の環境に関する取組

〈世界の動向〉

深刻化する地球規模での環境問題に対処するため、1992年（平成4年）に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）*」が開催され、持続可能な開発のための諸原則を掲げた「リオ宣言*」とその具体的な行動計画である「アジェンダ 21*」が採択され、さらに「気候変動枠組条約*」や「生物多様性条約*」も署名され、これ以降、国際的な地球環境問題への取組が本格化しました。

地球温暖化の問題に対しては、1997年（平成9年）に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）*」で、先進国の温室効果ガス排出量について2012年（平成24年）までの削減目標を定めた「京都議定書*」が採択され、国際的な取組が進められてきました。その後京都議定書は、2012年にカタールのドーハで開催された「気候変動枠組条約第18回締約国会議（COP18）」で、引き続き2020年まで8年延長することが決定されました。日本は期間延長後の枠組みには参加せず、自主的に取組を続けながら、今後締約国として、すべての主要国が参加する2020年以降の新たな枠組みの構築に向けた国家間の交渉に加わっていくことになりました。

生物多様性減少の問題に対しては、特定の種や生息地の保全を目的とした「ワシントン条約*」や「ラムサール条約*」などの個別条約とともに、これらを補完する包括的な国際条約である「生物多様性条約」によって、広い枠組みの中で野生生物保護の取組が行われてきました。2010年（平成22年）に名古屋で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」では、生物資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書*」、生態系保全に向けた世界初の共通目標を掲げた「愛知目標*」が採択され、国際的な取組が着実に進められています。

〈国の動向〉

戦後の高度経済成長に伴い公害や自然破壊が大きな社会問題となったことから、昭和42年（1967年）に「公害対策基本法*」、昭和47年（1972年）には「自然環境保全法*」が制定され、この二つの基本的な法律の枠組みに従って我が国の環境政策は進められることとなり、公害対策では、昭和43年（1968年）の「大気汚染防止法*」と「騒音規制法*」の制定をはじめ順次個別の法整備が行われていきました。

その後、多様化、複雑化する環境問題に対応するため、従来の枠組みを包括した新たな総合的環境政策の法律として、平成5年（1993年）に「環境基本法*」が制定され、同法に基づき翌平成6年（1994年）に「環境基本計画*」が策定されました。

環境基本法では、環境の保全に関して、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務とともに、持続可能な社会の構築を目指す基本理念が示されており、その実現に向けた一連の環境政策として、平成10年（1998年）の「地球温暖化対策の推進に関する法律*」、平成12年（2000年）の「循環型社会形成推進基本法*」、平成20

年（2008年）の「生物多様性基本法*」などが制定され、様々な問題に適応した取組の推進が図られてきました。

東日本大震災後には、放射性物質による環境汚染の問題に対して、平成23年（2011年）8月に「放射性物質汚染対処特措法*」が制定され、復興に向けた除染*等の実施が進められるとともに、平成24年（2012年）4月策定の「第四次環境基本計画*」では、国の目指すべき持続可能な社会の姿が、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の達成に加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置付けられました。また、PM2.5による大気汚染の問題に対しては、平成25年（2013年）2月に「微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起の暫定指針*」が作成され、注意喚起の判断基準を設けた全国的な対応策が示されるなど、新たな環境問題への取組も進められています。

〈北海道の動向〉

北海道における公害対策では、昭和44年（1969年）に「北海道公害防止条例*」、自然環境保全対策では、昭和48年（1973年）に「北海道自然環境等保全条例*」といった基幹となる条例が制定され、北海道の地域に即した環境政策が進められてきました。

その後、社会の変化に対応した新たな施策の枠組みとして、平成8年（1996年）に「北海道環境基本条例*」が制定され、同条例に基づき平成10年（1998年）に「北海道環境基本計画*」が策定されました。

この基本計画に基づく施策を効果的に推進させるため、平成22年（2010年）には「北海道循環型社会形成推進基本計画*」、「北海道地球温暖化対策推進計画*」、「北海道生物多様性保全計画*」という3つの計画が策定され、連動した取組が行われています。

(3) 小樽市の環境に関する取組

本市では、市民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、公害の未然防止対策として、昭和50年（1975年）10月に「小樽市公害防止条例*」を制定し、公害に関する規制の対象や基準等を定め、関連規則・要綱等も整備しながら、各種施策を展開し環境保全に取り組んできました。

近年、社会経済や人々の生活様式が変化する中、従来 of 公害対策に加え、地球温暖化をはじめとする今日の多様化した環境問題に対処し、良好な環境を次世代へ継承していくため、環境施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本的事項を定めた「小樽市環境基本条例*」を平成22年（2010年）6月22日に制定しました。

この条例では、環境保全に関する基本理念を定め、市民、事業者、市それぞれの責務や施策の基本方針などを明らかにし、施策の推進に当たっては環境基本計画を策定することと規定しています。これを受け、条例の基本理念実現に向けた環境施策の具体化を図っていくため、環境基本計画を策定することとしました。

環境に関する国内外の取組動向				
年	世界	国	北海道	小樽市
1950～ 1960年代	ロンドンスモッグ事件〔1952(S27)年〕			
	4大公害(水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく)問題化			
1967(S42)年	「公害対策基本法」制定			
1968(S43)年	「大気汚染防止法」、「騒音規制法」制定			
1969(S44)年	「北海道公害防止条例」制定			
1970(S45)年	「水質汚濁防止法*」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律*」制定			
1971(S46)年	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」採択			
	「悪臭防止法*」制定			
	「小樽市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定			
1972(S47)年	「第1回国連人間環境会議(ストックホルム会議)」開催、「人間環境宣言」採択、 国連環境計画(UNEP)設立			
	「自然環境保全法」制定			
1973(S48)年	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」採択			
	「北海道自然環境等保全条例」制定			
1975(S50)年	「小樽市公害防止条例」制定			
1976(S51)年	「振動規制法*」制定			
1979(S54)年	「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」制定			
1985(S60)年	「オゾン層の保護のためのウィーン条約」採択			
1988(S63)年	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」制定			
1992(H4)年	「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」開催、「リオ宣言」、「気候変動枠組条約」、「生物多様性条約」、「森林に関する原則声明」採択			
	「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例*」制定			
1993(H5)年	「環境基本法」制定(公害対策基本法廃止)			
1994(H6)年	「環境基本計画」策定			
1996(H8)年	「北海道環境基本条例」制定			
1997(H9)年	「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」開催、「京都議定書」採択			
	「環境影響評価法」制定			
1998(H10)年	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定			
	「北海道環境基本計画」策定			
2000(H12)年	「循環型社会形成推進基本法」制定			
2002(H14)年	「土壌汚染対策法」制定			
2004(H16)年	「景観法」制定			
2008(H20)年	「生物多様性基本法」制定			
2010(H22)年	「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」開催、「名古屋議定書」、「愛知目標」採択			
	「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道地球温暖化対策推進計画」、「北海道生物多様性保全計画」策定			
	「小樽市環境基本条例」制定			
2011(H23)年	「放射性物質汚染対処特措法」制定			
2012(H24)年	「第四次環境基本計画」策定			
	「気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)」開催 「ドーハ合意」採択(京都議定書の8年延長、日本不参加)			
2013(H25)年	「微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起の暫定指針」作成			

2 計画の目的

本計画は、小樽市環境基本条例第3条に掲げる環境の保全及び創造に関する4つの基本理念の実現に向け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題に対処するための環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

基本理念

- ① 良好な環境を確保し将来の世代へ継承していく
- ② 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築する
- ③ 市民、事業者、市が相互に協力・連携する
- ④ 地球環境保全に自主的かつ積極的に取り組む

小樽市環境基本条例第3条（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

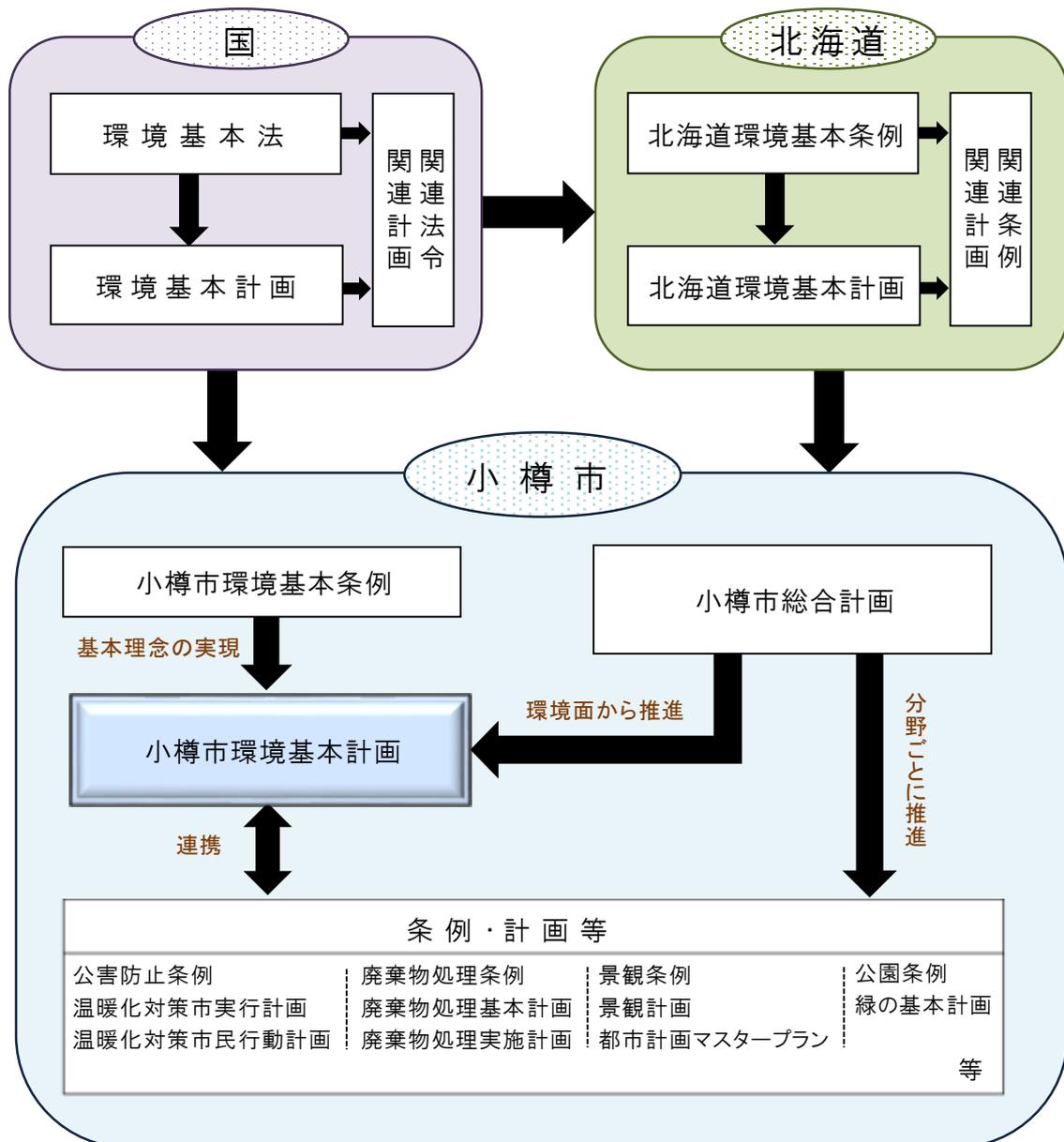
3 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民、事業者及び市のすべてが自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、小樽市環境基本条例第8条の規定に基づき策定するもので、本市環境行政の最も基本となる「環境分野のマスタープラン」であり、市の個別計画や事業と連携をとりながら、小樽市総合計画を環境面から推進していくものです。

計画の実施に当たっては、環境に関わる市の計画や条例等のほか、国や道の環境基本計画及び関連計画・法令とも整合性を図り、環境施策を総合的に進めていきます。



4 計画の対象

- 対象とする地域は、小樽市全域とします。
- 対象とする環境の範囲と要素は次のとおりです。

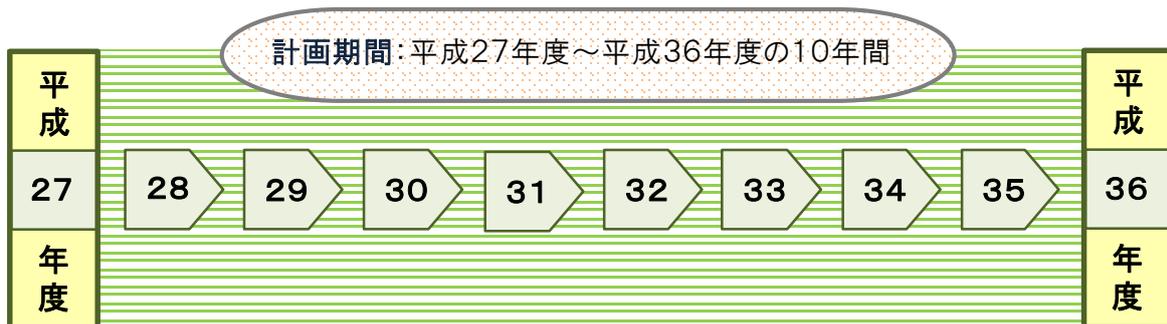
範囲	要素
自然環境	森林、河川、海岸、植物、動物、自然とのふれあいの場 など
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭 など
廃棄物・資源循環	廃棄物処理、リサイクル など
社会環境	公園・緑地、水辺、景観、歴史的・文化的遺産 など
地球環境	地球温暖化、酸性雨*、オゾン層の破壊、エネルギー など
環境学習・環境活動	環境学習、環境教育、環境情報、環境保全活動 など



5 計画の期間

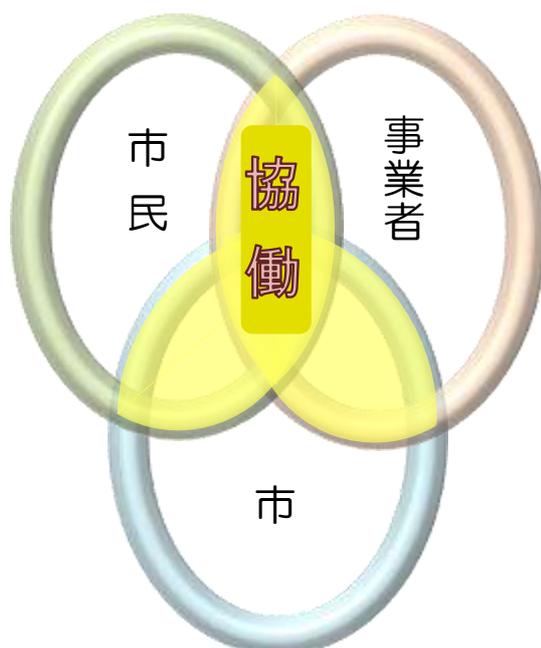
本計画の期間は、環境の将来的展望を見据え中長期的な視点に立ち、平成27年度～平成36年度の10年間とします。

なお、本市を取り巻く社会情勢や環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



6 計画の主体

本計画を推進する主体は、市民、事業者、市とします。各主体は、小樽市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに協力・連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していくことが必要です。



各主体の責務	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活において環境への負荷の低減に努める ●環境の保全及び創造に自ら努め、市の施策に協力する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動において公害の防止と環境への負荷の低減に努める ●環境の保全及び創造に自ら努め、市の施策に協力する
市	<ul style="list-style-type: none"> ●環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し実施する ●施策の策定・実施に当たり、環境への負荷の低減に努める ●本市を訪れる者に対しても施策の周知に努める

7 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

第1章 計画策定の基本的考え方

計画の目的、位置付け、対象、期間などの基本的事項を示します。

第2章 環境の現状と課題

本市の概況と、環境面の現状及び課題を示します。

第3章 計画の目指す方向性

本市が目指す望ましい環境像とその実現に向けた基本目標を示します。

第4章 計画の具体的取組

本市が展開する環境施策の体系とその具体的な取組を示します。

第5章 計画の推進と進行管理

計画を推進する体制と進行管理の方法を示します。